

令和元年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 5 月 8 日

担当部・課：教育委員会体育振興課〔25-6471〕

桃生公民館〔内線 240〕

① 件 名
石巻市桃生スポーツ施設アスレチック遊具等の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>桃生スポーツ施設内のアスレチック遊具は、昭和 57 年に建設され、36 年が経過し劣化が著しいため、一部遊具については使用禁止措置を取っているが、修繕対応できる状況ではないことから、事故防止等安全面の確保を優先し、解体撤去するものである。</p> <p>なお、アスレチック遊具については、設置箇所が常時木陰となり、腐食の可能性が高い場所であることから再建しないもの。</p> <p>また、同年に建設されたログハウスについても、老朽化が著しく、長年使用されていないことから、あわせて撤去するもの。</p> <p>【目的】</p> <p>老朽化が著しい桃生スポーツ施設のアスレチック施設及びログハウスを撤去し、施設利用時における安全面の確保を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日号外法律第 207 号）</p> <p>石巻市桃生スポーツ施設条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 124 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕】</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 29 年 1 月 石巻市桃生地区行政委員会からアスレチック遊具の修繕又は撤去についての要望あり（長寿命化を含め検討するが、木製遊具の腐食から撤去も視野に入れ検討する旨回答）</p> <p>平成 30 年 1 月 廃止に関して桃生地区行政委員会で同意を得る。</p>
⑤ 主な内容
<p>桃生スポーツ施設内遊具等の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桃生スポーツ施設の概要 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 150,863㎡（総合センター全体の面積でトレーニングセンターや青少年ホームも含まれている。） 設置設備等 野球場 多目的広場 テニスコート 相撲場 野外活動センター（野外炊飯施設・鉄製遊具・アスレチック木製遊具・ログハウス等） ・廃止する遊具等 <ul style="list-style-type: none"> 野外活動センター内の以下の施設を解体撤去し廃止とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・アスレチック木製遊具 ・ログハウス

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>〔影響・効果〕 アスレチック遊具廃止により、施設の安全面確保が図られる。 参考：平成30年度野外活動センター利用者 720人（野外炊飯施設利用者を含んだ人数）</p> <p>〔市財政への負担〕（当初予算措置済） 解体撤去費等2,410千円（設計委託料310千円 工事請負費2,100千円）</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和元年 6月 市議会第2回定例会に石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正について提案 （令和元年8月1日施行予定）</p> <p>10月 石巻桃生スポーツ施設アスレチック設備等解体撤去工事開始予定</p> <p>2年 2月 石巻桃生スポーツ施設アスレチック設備等解体撤去工事完了予定</p>
⑨ その他